

第三十六号議案

東京都都税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第三項第一号中「、連結事業年度」を削り、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改める。

第十八条第一項第一号中「、第四項若しくは第十九項」を「若しくは第三十一項」に改め、同項第二号及び同条第二項中「第五十三条第二十二項」を「第五十三条第三十四項」に、「第三百二十一条の八第二十二項」を「第三百二十一条の八第三十四項」に改め、同条第三項中「第五十三条第二十二項」を「第五十三条第三十四項」に、「第三百二十一条の八第二十二項」を「第三百二十一条の八第三十四項」に、「、第四項若しくは第十九項」を「若しくは第三十一項」に改め、同項第二号中「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に、「第三百二十一条の八第二十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改める。

第十八条の二第五項及び第六項を削る。

第三十五条第一項第五号中「当該法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日」を「同項に規定する六月経過日」に改める。

第百十四条中「第三百二十一条の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第五十二項」に、「同条第四十六項又は第五十六項」を「同条第五十六項又は第六十六項」に改める。

第百十八条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」の下

に「ことができる」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第百十八条中第五項を第六項とし、同条第四項中「によつて」を「により」に改め、「課する」の下に「ことができる」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登記され、又は登録されている」を「登記又は登録がされている」に改め、「みなす」の下に「ことができる」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第三百四十三条第五項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第百三十七条第一項中「第百十八条第五項」を「第百十八条第六項」に改める。

第百四十五条第七項中「第百十八条第四項」を「第百十八条第五項」に改める。

第百八十八条の二十六第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百二条中「第五十三條第四十六項」を「第五十三條第五十五項」に、「同条第五十項又は第六十項」を「同条第五十九項又は第六十九項」に改める。

附則第三条の三第二項及び附則第四条中「、第三項及び第五項」を「及び第三項」に改める。

附則第五条の二の二第四項中「その事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「法第七十二条の二十六第一項に規定する六月経過日の前日」に改める。

附則第六条の四第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十一条中「及び各連結事業年度分」を削る。

附則第十二条第一項中「又は個別帰属法人税額」、「又は各連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、同条第二項中「又は個別帰属法人税額」を削り、「第二十三条第一項第四号若しくは」を「第二十三条第一項第四号又は」に改め、「又

は法第二十三条第一項第四号の二若しくは法第二百九十二条第一項第四号の二の個別帰属法人税額」を削り、「第五十三条第五項、第九項、第十二項（法附則第四十八条において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第十五項（法附則第四十八条において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第五十三条第三項、第八項、第十一項、第十三項、第十七項、第十九項、第二十三項若しくは第二十六項」に、「第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項（法附則第四十八条において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第十五項（法附則第四十八条において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第三百二十一条の八第三項、第八項、第十一項、第十三項、第十七項、第十九項、第二十三項若しくは第二十六項」に改め、同条第三項中「各事業年度又は各連結事業年度終了の日」を「法第五十三条第一項及び法第三百二十一条の八第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日」に改め、同条第四項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第五項中「又は連結事業年度」を削る。

附則第二十条中「令和二年度分」を「令和三年度分」に改め、同条第一号中「（法附則第二十五条第一項又は第三項の規定の適用がある場合は、当該規定を適用した場合の都市計画税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額とし、附則第二十条の三の規定の適用がある場合は、同条第三号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額とする。次号において同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の四第一項の改正規定 令和三年四月一日

二 第十七条の二第三項及び第十八条第一項から第三項までの改正規定、第十八条の二第五項及び第六項を削る改正規定、

第三十五条第一項第五号、第百十四条、第二百二条、附則第三条の三第二項、附則第四条、附則第五条の二の二第四項、

附則第十一条及び附則第十二条第一項から第五項までの改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和四年四月一日

（経過措置）

2 前項第二号に掲げる規定による改正後の東京都税条例（以下「四年新条例」という。）の規定中法人の都民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「二号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「四年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が二号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の都民税について適用し、二号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が二号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の都民税及び二号施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が二号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の都民税については、前項第二号に掲げる規定による改正前の東京都税条例（以下「四年旧条例」という。）の規定中法人の都民税に関する部分は、なおその効力を有する。

3 四年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、二号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が二号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用し、二号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が二号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、四年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

4 この条例による改正後の東京都税条例（以下「新条例」という。）第百十八条第二項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例第百十八条第三項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 この条例による改正前の東京都税条例附則第二十条の規定は、令和二年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

(提案理由)

電気自動車等に対する自動車税の種別割の課税免除措置及び小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置を継続するほか、規定を整備する必要がある。